

議案第26号

鹿屋市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める
条例の一部改正について

鹿屋市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
の一部を次のように改正する。

令和7年2月19日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

鹿屋市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
(平成26年鹿屋市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第3条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改め
る。

第4条第1項中「員数」の次に「(運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包
括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法
(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターに
おいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援セン
ターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができ
る。次項において同じ。)」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、
同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営
に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区
域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上
6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支
援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそ
れぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地
域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者

のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの人員の基準について、所要の規定の整理を行いたいので、本案を提出するものである。